

議案第80号

工事請負契約（土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）対策工事（その5））の変更について

資料2 1 工区防護柵工の斜面の高さの当初の想定及び変更の根拠

1 1 工区防護柵工の斜面の高さの当初の想定

1 工区の防護柵取り止め箇所において、土砂災害警戒区域（Y区域）の指定要件に該当していないため、土砂災害警戒区域（Y区域）に指定されていない。更に、当然ながら土砂災害特別警戒区域（R区域）にも指定されていない。

しかし、今回の対策工事を実施するにあたり、設計コンサルタントによる設計業務を行っており、その業務における協議の中で土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外であるものの、隣接した斜面で落石等の懸念があることから防護柵を区域外まで設置する方針で設計業務を完了させ、設計業務成果を基に当初発注を行った。

以下に、参考として土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定要件、今回の対策工事箇所の区域指定図を示す。

2 変更の根拠

資料1で示すとおり、樹木伐採を行い現地の状況を確認したところ、崩壊土砂の発生要因や影響が見受けられないことが判明したため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外の防護柵設置を取り止める。

[参考]

① 土砂災害警戒区域（Y区域）の指定要件

■急傾斜地の崩壊

イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域

ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域

ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

上記以外に■土石流、■地滑りの要件もあり、地形図に基づき指定している。

② 土砂災害特別警戒区域（R区域）の指定要件

上記①のうち、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域を現地調査や机上の崩壊土量算出結果に基づき指定している。

③ 今回の対策工事箇所の区域指定図

